

「志賀原子力発電所における県・地元町への連絡基準に係る覚書」 の改定について

県、志賀町、富来町及び北陸電力(株)は、トラブルに満たない事象についても連絡することとして、平成15年7月17日に「志賀原子力発電所における県・地元町への連絡基準に係る覚書」を締結し、運用してきた。

今回、これまでの運用実績や国への報告基準に変更があったことを踏まえ、改定することとした。

(1)改定内容

平成17年4月1日の送電線の鉄塔倒壊事故により、志賀原子力発電所の送電が停止するという事象が発生した。この際の連絡は、この事象が連絡区分 A（速やかに連絡）に該当する事象ではあるが、状況に鑑み、直ちに連絡がなされていることから、実態に合わせ、連絡区分 B（直ちに連絡）に改定する。

放射性液体廃棄物の放出に関する国への報告基準が2号機の試運転開始に伴い変更されたことから、連絡基準においても整合性をとるため改定する。

放射性液体廃棄物（トリウムを除く）	3.7×10^{10} Bq/年	7.4×10^{10} Bq/年
液体廃棄物中のトリウム	3.7×10^{12} Bq/年	7.4×10^{12} Bq/年

連絡基準ではこの基準値以下の放出について県・町へ連絡を受けることとなっている。

既に町村合併のあった七尾市及び中能登町に関する記載を改める。

(2)運用開始の日

この覚書の改定については、本日7月15日より運用を開始する。

[「志賀原子力発電所における県・地元町への連絡基準の運用細則」に係る新旧対照表](#)
(こちらをクリック)

[「志賀原子力発電所における県・地元町への連絡基準に係る覚書」に係る新旧対照表](#)
(こちらをクリック)

平成17年7月15日
原子力安全対策室
(直通) 076(225)
1465
(県庁内線) 4234